

# 総務文教常任委員会

H29. 10. 27 (金)

午前10時00分～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

○亀岡市放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の開設時間の延長について（教育部）

○七谷川野外活動センター整備に係る使用料の見直しについて（教育部）

○学校規模適正化に係る取組状況について（教育部）

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

---

# 総務文教常任委員会用説明資料

---

平成29年10月27日

社会教育課

## 亀岡市放課後児童健全育成事業(放課後児童会)の開設時間の延長について

亀岡市放課後児童会につきましては、多様化する市民ニーズに応えるため、入会対象学年や開設日数、開設時間の拡大など、その事業運営形態について順次拡充を図ってきたところです。

しかし、児童会終了時刻につきましては、平成17年に現在の午後6時として以降変わらず、過去に実施した保護者対象アンケート調査等におきましても、対象学年の拡大に次いでその見直しが求められている状況です。

つきましては、かめおか・未来・チャレンジビジョンに掲げる子育て環境充実策の一環として、下記のとおり児童会終了時刻の一部を見直し、当該事業実施条例の一部改正(案)を12月市議会に上程予定としています。

### 【改正内容】

①平日等における従来の午後6時までの開設時間に加え、6時から6時30分までの30分間を延長保育時間として位置づけ、保護者の就労状況等から真にその利用がやむを得ないと判断され希望する児童については、最大6時30分まで児童会において保育を行います。

	現行	平成30年度以降	
開設日	開設時間	開設時間	
平日(月～金曜日)	授業終了後から 18時まで	授業終了後から 18時まで	延長保育 18時30分まで
開設する土曜日	8時30分から 12時30分まで	8時30分から 12時30分まで	※変更なし
学年始、夏季、冬季、 学年末休業日・運動 会等の代休開設日	8時から 18時まで	8時から 18時まで	延長保育 18時30分まで

②上述の延長保育を利用する児童に係る受益者負担として、新たに延長保育に係る負担金(月額500円)を設定し、利用児童保護者から徴収します。

### 【施行日】

平成30年4月1日(予定)

## 七谷川野外活動センター整備に係る使用料の見直しについて

七谷川野外活動センターについては、開設後、35年が経過する中で青少年の健全育成だけでなく、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に親しまれており、利用者は増加傾向にあります。

今回、地方創生拠点整備交付金を活用し、旅館業法に適合するよう七谷川野外活動センターを整備することで、ツリーハウスでの宿泊を再開すると共に「あずまや」の新設等を行い、川東地区におけるにぎわい拠点づくりを目指します。

つきましては、七谷川野外活動センター整備により利用客の利便性が高まるのに伴い、使用料を見直し、当施設に係る条例の一部改正（案）を12月市議会に上程予定としています。

**【対象施設】** 亀岡市七谷川野外活動センター

**【料金改正理由】** ツリーハウスの宿泊を再開するため、ツリーハウスの宿泊使用料を新たに設定します。また、管理棟におけるシャワールーム改修や「あずまや」の新設により、七谷川野外活動センター宿泊者の利便性が向上することから宿泊に伴う使用料の見直しを行います。

**【料金体系】**

＜現行＞

＜改正後＞

		区分		料金			区分		料金
入場料	大人	1人1日	540円		入場料	大人	1人1日	540円	
	小人		200円			小人		200円	
宿泊料	大人	1人1泊	640円		宿泊料	大人	1人1泊	<b>750円</b>	
	小人		200円			小人		<b>300円</b>	
テント 使用料	キャンプテント (定員10名)	1張1泊	2,160円		テント 使用料	キャンプテント <b>(定員8名)</b>	1張1泊	2,160円	
	持込みテント		640円			持込みテント		<b>1,080円</b>	
ツリーハウス 使用料	1棟	1泊	—		ツリーハウス 使用料	1棟	1泊	<b>5,400円</b>	
	1棟	1日	1,080円			<b>(定員4名)</b>	1日	<b>2,700円</b>	
スポーツハ ウス使用料	和室	1人1日	200円		スポーツハ ウス使用料	和室	1人1日	200円	
	会議室		200円			会議室		200円	

※市民が使用する場合の使用料は、半額とします。

※小人とは、小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいいます。

**【施行日】** 平成30年4月1日（予定）

## 学校規模適正化に係る取組状況（平成29年度）

### 1 別院中学校ブロック

- ▶H29.06.23 別院中学校「PTA 説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.06.27 東別院小学校「PTA 説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.06.30 西別院小学校「PTA 説明会」説明、意見聴取

### 2 東輝・詳徳中学校ブロック

#### (1) P T A 役員説明会

- ▶H29.07.04 つつじヶ丘小学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.07.07 南つつじヶ丘小学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.07.10 安詳小学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.07.12 詳徳小学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.01 東輝中学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.01 詳徳中学校「PTA 役員説明会」説明、意見聴取

#### (2) 各自治会役員等説明会

- ▶H29.07.09 亀岡地区東部自治会「役員説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.05 篠町自治会「区長会説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.18 西つつじヶ丘自治会「町内会長会説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.19 南つつじヶ丘自治会「区長会説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.08.27 東つつじヶ丘自治会「区長会説明会」説明、意見聴取

#### (3) 地区別説明会

- ▶H29.08.30 篠町野条・ひばりヶ丘区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.09.02 曙台4丁目（7区・8区）「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.09.05 篠町森（各区）「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.09.08 篠町篠・フェスタ・夕日ヶ丘区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.09.23 篠町みどりヶ丘区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.09.30 篠町ひばりヶ丘区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.10.01 篠町花水木台区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.10.21 篠町森洗川区「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.10.31 （予定）曙台4丁目（7区）「地区説明会」説明、意見聴取
- ▶H29.11.03 （予定）曙台4丁目（8区）「地区説明会」説明、意見聴取

# 亀岡市学校規模適正化基本方針（東輝・詳徳中ブロック）

## 背景

### ○市人口及び児童生徒数の推移

市人口は、市制施行からピークのH12まで増加を続けていたが、その後は減少し続けている。一方、児童生徒数はS60をピークに、その後は減少し続けている。なお、学校数はS63に南つつじヶ丘小学校が開校したのを最後に変化していない。

	市人口	小学生	中学生	児童生徒数	参考
S30	42,537人	4,435人	2,665人	7,100人	17小学校・6中学校
S40	43,335人	4,300人	2,559人	6,859人	14小学校・6中学校
S50	58,184人	5,128人	2,187人	7,315人	16小学校・6中学校
S60	76,207人	8,528人	4,073人	12,601人	17小学校・7中学校
H7	92,398人	7,660人	3,983人	11,643人	18小学校・8中学校
H17	93,996人	5,898人	2,822人	8,720人	
H27	91,259人	4,891人	2,554人	7,445人	
H32	88,214人	4,646人	2,443人	7,089人	

## 基本的な考え方

### ○適正な学校規模・配置

#### 〔学級人数〕

クラブ活動等の集団活動ができる人数の確保という観点を重視して、適正な1学級の人数規模を次の通り設定しました。

	適正な1学級の人数規模
小学校	20~34人
中学校	

#### 〔学級数〕

学校が教育効果を発揮できる適正な学校規模として、クラス替えができ、人間関係の固定化を防ぎ、多様な集団の形成が図れるという観点を重視して、適正な1学年の学級数を次の通り設定しました。

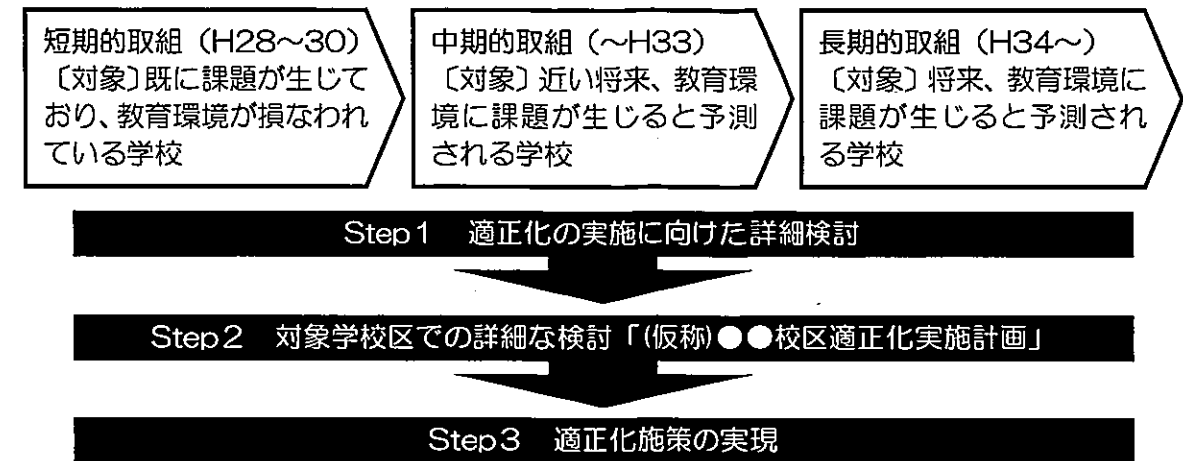
	準適正	適正な学校規模	準適正	適正な1学年の学級数
小学校	6学級~	12~18学級	~24学級	2~3学級
中学校				4~6学級

#### 〔通学距離・通学時間〕

国の基準を準用しつつ、市域が広いという地理的な特性を勘案し、適正な通学距離、通学時間を次の通り設定しました。

	適正な通学距離	適正な通学時間
小学校	4 km以内	1 時間以内
中学校	6 km以内	

## 適正化への取り組みと今後の進め方



### ○地域別の検討組織での検討・協議

保護者、住民、学校関係者、教育委員会、行政等で組織する「(仮称)学校規模適正化地域別推進協議会」を設置して検討します。

## 地域別の方向性

### ○東輝中学校ブロック

#### 〔課題〕

- ・つつじヶ丘小学校では、大幅に「適正な1学年の学級数」を超えている。
- ・東輝中学校では「適正な1学年の学級数」を超えている。
- ・南つつじヶ丘小学校では、児童数が減少してきており「適正な1学年の学級数」が維持できなくなる可能性が高まっている。
- ・つつじヶ丘小学校区には、南つつじヶ丘小学校の方が通学しやすい区域がある。
- ・安詳小学校の児童は、東輝中学校と詳徳中学校に分かれて進学しているため「小中一貫教育」を推進するためには支障がある。

#### 〔方向性〕

- ・つつじヶ丘小学校と南つつじヶ丘小学校の児童数及び通学距離のバランスが取れるように取り組む。
- ・中学校区全体についても生徒数が過大とならないように対応を進める。

### ○詳徳中学校ブロック

#### 〔課題〕

- ・安詳小学校では、大幅に「適正な1学年の学級数」を超えている。
- ・詳徳小学校では、児童数が減少してきており「適正な1学年の学級数」が維持できなくなる可能性が高まっている。
- ・安詳小学校の児童は、詳徳中学校と東輝中学校に分かれて進学しているため「小中一貫教育」を推進するためには支障がある。

#### 〔方向性〕

- ・安詳小学校と詳徳小学校の児童数のバランスが取れるように取り組む。
- ・中学校区全体についても生徒数が減少しないように対応を進める。

東輝・詳徳中学校ブロック適正化実施計画(詳細版) <Ver. 5>

具体方策

- 安詳小学校区の一部を詳徳小学校区とつつじヶ丘小学校区に見直すことで、安詳小の過密状態を緩和し、詳徳小の複数学級を維持する。
- つつじヶ丘小学校区の一部を南つつじヶ丘小学校区に見直すことで、つつじヶ丘小の過密状態を緩和し、南つつじヶ丘小の複数学級を維持する。
- 上記の見直しに合わせて、東輝中学校区(亀岡中学校区)と詳徳中学校区を見直すことで、両中学校ブロックの1中2小を実現し、小中一貫教育をさらに推進する。

現行どおり

中学校	生徒数		小学校	児童数	
	H29 (実数)	H35 (推計)		H29 (実数)	H35 (推計)
詳徳	305	297	詳徳	244	193
			安詳	923	834
東輝	681	767	南つつじヶ丘	373	249
			つつじヶ丘	725	594
亀岡	554	(80)			

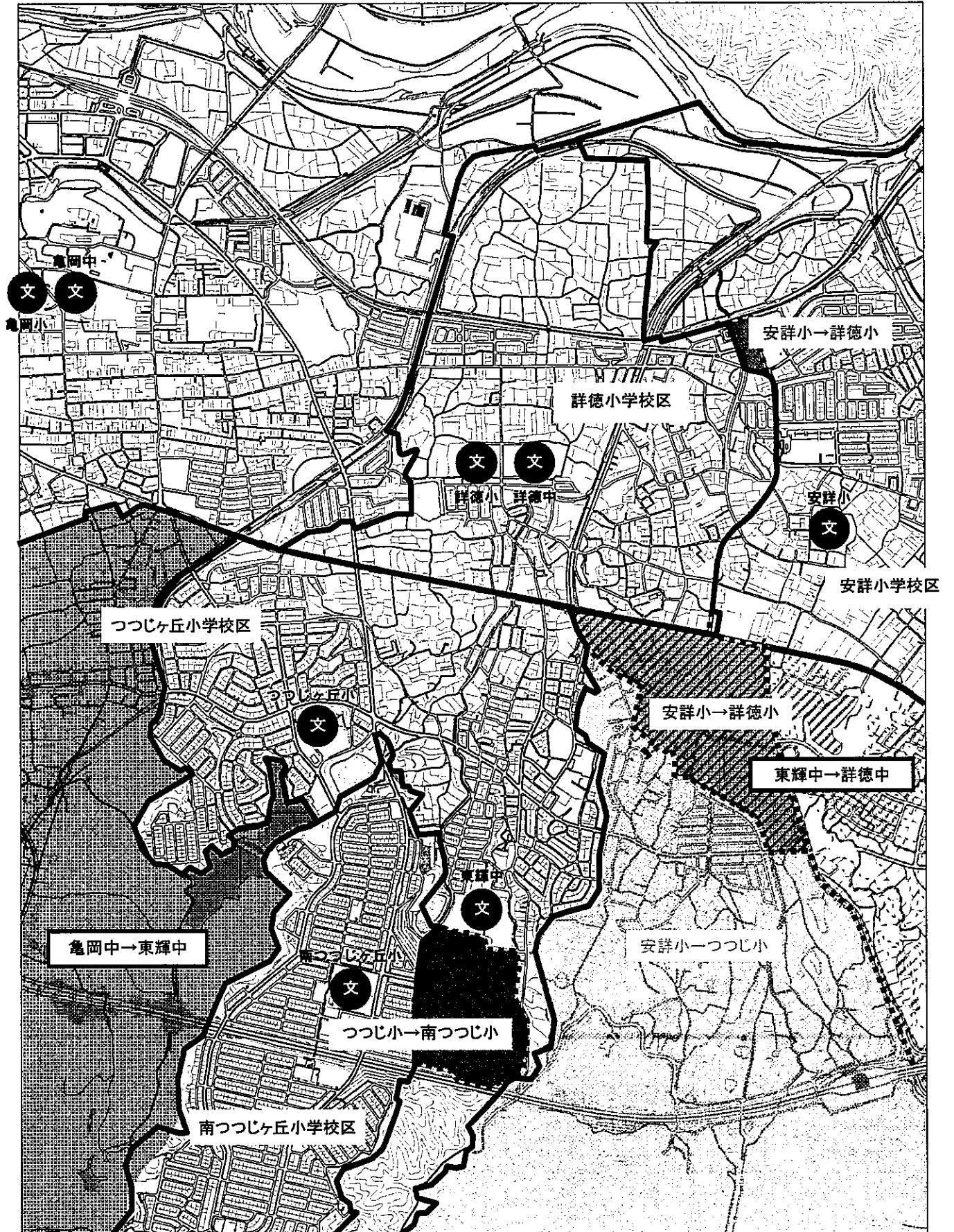
適正規模 360~540

見直し後

中学校	生徒数		小学校	児童数	
	H29 (実数)	H35 (推計)		H29 (実数)	H35 (推計)
詳徳	305	554	詳徳	244	263
			安詳	923	656
東輝	681	590	南つつじヶ丘	373	275
			つつじヶ丘	725	676

※何れも推計値には、宅地開発による転入等の社会増を見込んでいない。

指定校区の見直しMAP



## これまでの主な取組み

### 平成28年度

- H28.06.02 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会①
- H28.06.23 別院中学校ブロック協議会①
- H28.07.01 西別院小学校「PTA説明会」
- H28.07.13 東別院小学校「PTA説明会」
- H28.07.19 別院中学校ブロック協議会②
- H28.07.29 別院中学校「PTA説明会」
- H28.08.20 西別院町自治会「役員説明会」
- H28.09.01 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会②
- H29.01.17 東・西別院町「住民説明会」
- H29.01.19 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会③
- H29.02.12 東別院町「地区住民説明会」
- H29.02.20 学校公開「南桑中学校」
- H29.03.24 別院中学校ブロック協議会③

### 平成29年度

- H29.06.23 別院中学校「PTA説明会」
- H29.06.27 東別院小学校「PTA説明会」
- H29.06.30 西別院小学校「PTA説明会」

## 地域別の方向性

### ○別院中学校ブロック

#### 〔課題〕

- ・別院中学校では、生徒数の減少が進んでいるが、今後も増加する可能性は低く、人数が必要な教育の機会が失われている。
- ・東別院小学校と西別院小学校では、複式学級が存在するほど児童数の減少が進んでいるが、今後も増加する可能性は低く、人数が必要な教育の機会が失われている。

#### 〔方向性〕

- ・東別院小学校と西別院小学校の複式学級を解消する。ただし、解消の目途が立たない場合は、統廃合を検討する。
- ・別院中学校の統廃合を検討する。



# 別院中学校ブロック学校規模適正化実施計画(案)

## 校区内における児童・生徒数の推移

学校名	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
								小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
別院中学校	6	6	8	4	10	10	6	3	10	4	9	11	4	11	11
東別院小学校	3	2	6	0	6	7	2	1	6	3	3	5	-	-	-
西別院小学校	3	4	2	4	4	3	4	2	4	1	6	6	-	-	-

※人数は、平成28年4月13日現在の住民基本台帳等に基づくもの。但し、年齢は4月1日現在

※校区内人口の増減や特認校制度の利用、他校への進学などあるため、現実の児童・生徒数とは差異が生じる。

## 年度別計画

学校名	短期的取組			中期的取組			長期的取組
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34~
別院中学校	協議・調整(準備)		南桑中学校に編入				
東別院小学校	協議・調整	特認校制度を導入		判断・検討			
西別院小学校		特認校制度を導入		判断・検討			

- ・教育委員会で実施を決定してから1年6ヶ月程度の準備期間を取る。
- ・一定の条件のもと、亀岡中学校への進学を認める。
- ・学校間交流は、実施決定後に行う。